

## 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の 一部を改正する政令案の概要

### 1. 概 要

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等の所有者等は法令で定める技術上の基準を満たし、市町村長等から設置許可等を受けなければならないとされている(消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 10 条、第 11 条)。

市町村長等からの設置許可等については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成 12 年政令第 16 号。以下「手数料令」という。)により製造所等の容量の区分等にしたがって標準手数料が定められている(手数料令第 16~22 項)。

今般、特定屋外タンク貯蔵所(容量 1,000kl 以上の屋外タンク貯蔵所)及び準特定屋外タンク貯蔵所(容量 500kl 以上 1,000kl 未満の屋外タンク貯蔵所)の設置許可等に係る審査事務の効率化が図られたこと等により、審査事務の実費に変動が生じていることが判明したことから、手数料令の一部を改正し、当該タンクの設置許可等に係る手数料の額を引き下げる改正を行う。

### 2. 改正内容

特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設置等許可、完成検査前検査及び保安検査の審査に係る手数料を引き下げる。

### 3 施行日

平成 22 年 10 月 1 日